

平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）に関する 実施要領のポイント

資料6-1①

「全国学力・学習状況調査に関する実施要領」は、調査の目的、対象、内容、実施日、実施体制及び結果の取扱い等の調査の適切な実施に必要な事項を定めたものであり、教育委員会等は本実施要領に基づき調査に参加・協力する。

主な変更点

- ・本体調査（従来実施している一斉調査）が全数調査となることに伴う修正。調査結果の取扱い等は、前回全数調査であった平成21年度と同様。
- ・本体調査のほか、追加調査として「経年変化分析調査」「保護者に対する調査」「教育委員会に対する調査」を実施することを新たに記載。

調査結果の取扱い

各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果を活用した取組に努めるとともに、序列化や過度な競争につながらないように十分配慮する。

本体調査

- 文部科学省は、国全体、都道府県ごと等の状況を公表するとともに、各教育委員会・学校に対してそれぞれの調査結果も提供する。
- 都道府県教委は個々の市町村・学校名を明らかにした公表は行わない。
- 市町村教委が市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねる。市町村教委は個々の学校名を明らかにした公表は行わない。
- 学校が自校の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねる。

経年変化分析調査

- 文部科学省は、国全体の状況に関し、具体的問題内容が明らかにならない範囲で公表。
(調査問題等は一部を除き非公表)
- 文部科学省は、調査対象校に対し、希望に応じて、具体的問題内容が明らかにならない範囲で、当該学校全体に関する調査結果を提供。

保護者に対する調査

- 文部科学省は、国全体等の状況を分析した結果を公表。

教育委員会に対する調査

- 文部科学省は、国全体等の状況を分析した結果を公表。